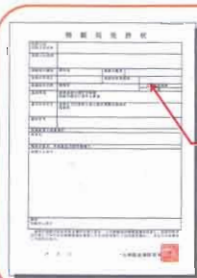


船舶に備え付けられている無線局「無線機・レーダー」には免許の有効期限があります。



無線局免許状で有効期限の確認をしてください。

免許の有効期間 平成〇年〇月〇日まで

免許が切れると

【無線機及びアンテナ(空中線)の撤去されていない場合は下記の通り罰せられます】

引き続き無線設備(無線機)を使用する場合

■ 再免許申請手続きが必要になります。

再免許申請は、免許の有効期間の6ヶ月前から3ヶ月前までの間に提出して頂かないといけません。

申請手続きのご相談

・最寄りの漁業無線局 ・無線機器の販売店 ・九州総合通信局 航空海上課

無線局の免許、再免許を受けずに、無線局の運用を続けると、「不法無線局」となり、電波法第110条の規定により、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられる場合があります。

長崎県・長崎県漁業無線局(095)844-5136

対馬漁業無線局(0920)55-0635

熊本県・熊本県漁業無線局(09697)3-3100

大分県・臼杵漁業無線局(0972)63-8432

宮崎県・油津漁業無線局(0987)27-1151

鹿児島県・鹿児島県漁業無線局(099)226-3555

★福岡県、佐賀県関係のご相談は長崎県漁業無線局まで。



総務省

九州総合通信局 無線通信部 航空海上課 漁業通信担当

電話096-326-7840 FAX096-319-1080

総務省 九州総合通信局からのお知らせ

船舶の無線機や レーダーにも定期的に 検査があります。



船舶の安全のために
定期検査を実施しています。

定期検査を受検しなかった場合
電波法により罰せられる場合があります。

検査手続きのご相談

- ・最寄りの漁業無線局
- ・無線機器の販売店
- ・九州総合通信局 航空海上課

長崎県・長崎県漁業無線局(095)844-5136
対馬漁業無線局(0920)55-0635
熊本県・熊本県漁業無線局(09697)3-3100

大分県・臼杵漁業無線局(0972)63-8432
宮崎県・油津漁業無線局(0987)27-1151
鹿児島県・鹿児島県漁業無線局(099)226-3555

★福岡県、佐賀県関係のご相談は長崎県漁業無線局まで。



総務省

九州総合通信局 無線通信部 航空海上課 漁業通信担当
電話096-326-7840 FAX096-319-1080